



千代田区応急資金

貸付のごあんない




千代田区では、災害や療養のほか、冠婚葬祭、出産、引越し、お子様の入学や生活必需品の購入などで一時的に必要とする費用の調達が困難な方々に対して、必要な資金を無利子でお貸しします。

本貸付を受けられる方

- 1 申請日からさかのぼり、千代田区内に12か月以上居住していること。
- 2 独立の生計を営んでいる世帯主であること。
- 3 貸付金の償還が確実であること。（償還可能な収入があること）
- 4 現在、この資金を借りていないこと。（ただし、災害資金の場合を除く。）

その他：

- ①必要とする資金の用途が明確で、未払いであること。
- ②税金・国民健康保険料等に滞納がある場合、上記に該当していても貸付を受けられないことがあります。
- ③上記条件には例外規定がありますので、まずは下記生活支援課にご相談ください。



お問合せ・ご連絡先

千代田区保健福祉部

生活支援課生活支援係 ☎ 03-5211-4126

貸付決定から償還（返済）完了までの流れ

事前相談

必ずお支払・ご契約前に、**事前**にご相談ください。

※必要な資金の用途、生活収支状況等について確認をさせていただきます。

※窓口が混雑することがありますので、お電話で日時のご予約をお願いします。（☎03-5211-4126 生活支援課）

申込

申請書と添付書類をご提出ください。

※事前相談により資金を利用することが適切であると判断しますと申込書類をお渡しいたしますので、添付書類とともにご提出をお願いいたします。

書類審査

申込書と添付書類をご提出ください。

※ご提出いただいた書類について、貸付目的に適合する内容であるか、償還計画は適切かどうか等について審査いたします。
※お申込みいただいても、審査の結果により貸付ができない場合があります。

貸付決定

貸付けの可否をお申込人様に通知いたします。

※貸付決定した場合、貸付決定通知書をお送りいたします。（借用証書とともに交付請求書をご提出いただきます。）

※借用証書には収入印紙を貼付していただきます。（貸付金額が1万円超10万円以下は200円、10万円超50万円以下は400円、50万円超は1,000円）

資金交付

貸付金を交付いたします。

※貸付金は原則口座振替でご指定の銀行口座へのお振込みとなります。請求書をご提出いただいてからお振込みまでの日数は最短で10日～2週間程度かかります。お急ぎの場合は窓口交付（最短で1週間程度）をご利用いただけます。

※申請目的に利用したかどうかの確認書類をご提出いただきます。

償還開始

区から送付された納入通知書でご返済ください。

※資金の貸付決定日の属する月の翌月から3か月据置後、（医療・災害資金は6か月据置後）償還が始まります。

※償還が始まる月の前月末までに、償還期間全件分の納入通知書をお送りいたします。お手数ですが、送られた納入通知書を償還金とともに金融機関窓口にご持参ください。

※領収証は借用証書返却まで大切に保管してください。

※償還は月賦均等償還です。線上償還も可能です。

※納付期限は毎月月末です。

償還完了

償還完了後、借用証書を返却いたします。

申請をお受けしてから資金交付まで最短で2〜3週間かかります。お早めには「相談ください」。

償還期限を過ぎますと、延滞金（年10.95%、期限の翌日から納付日までの日割計算）がかかりますので、必ず償還期限内に償還してください。

貸付資金一覧

- ◎ 応急資金貸付は以下の4つの資金について貸付をしています。
- ◎ 連帯保証人は原則不要で、いずれの資金も無利子で貸し付けています。

No.	資金の名称	貸付金の内容	貸付限度額(※1)	償還方法		主な添付書類例(★)
				据置期間(最長)	償還期限	
1	一般資金	生活必需品の購入、本人または同居の親族の結婚・出産・修学(一時的なものに限ります)・就職・葬祭、家屋等の応急修繕に要する費用などの 一時的に 資金が必要な場合に対する貸付金です。	33万円	貸付決定日の属する月の翌月から3か月	月賦均等払 33回(2年9か月)以内	必要とする資金の金額が確認できるもの(見積書や請求書など)
		(入学時費用貸付) 上記一般資金の中で、本人または同居親族の 就学支度に必要な資金 に対する貸付金です。(入学金・施設費・制服代などの費用が対象になります。)				
2	災害資金(※2)	火災、地震、風水害、爆発、交通事故などの災害により、本人または同居の親族が身体または財産に被害を受けた場合のための貸付金です。	66万円	貸付決定日の属する月の翌月から6か月	月賦均等払 66回(5年6か月)以内	①り災証明書 ②必要とする資金の金額が確認できるもの(見積書や請求書など)
3	療養資金(※3)	健康保険法等に係る医療費の一部負担額、療養に係る保険外負担額の支払に要する資金の貸付金です。	66万円	貸付決定日の属する月の翌月から6か月	月賦均等払 66回(5年6か月)以内	療養における費用負担額の確認できるもの(請求書など)

【注意事項】

- ※1 添付書類で確認させていただいた必要額が貸付限度額以上の場合は貸付限度額まで、貸付限度額未満の場合は書類でわかる必要額が貸付申込金額となります。
- ※2 災害資金は他の資金(一般貸付及び療養資金)との併用が可能です。(別の申込となりますので、必要書類及び添付書類は別途新たに提出していただきます。)
- ※3 療養資金は貸付限度額の範囲内で複数回お申込みができます。(別の申込となりますので、必要書類及び添付書類は別途新たに提出していただきます。)

手続きに必要なもの

- 貸付申込書
- 生活収支内訳表(以下、添付書類例)
 - 収入を明らかにする書類(源泉徴収票・確定申告書の写しなど)
 - 公共料金などの支払いがわかるもの(領収証や口座振替の場合は通帳など)
 - その他の支払いがわかるもの(領収証など)
- ご本人の確認書類(健康保険証・運転免許証・パスポートなど)
- 実印(印鑑登録されている印鑑)
- 印鑑登録証明書
- 収入印紙(貸付決定金額が1万円以上10万円以下の場合は200円、10万円超50万円以下の場合は400円、50万円超の場合は1,000円)
- 貸付金の振込先の金融機関名・口座番号の確認のための通帳
- 借受理由を証明する貸付資金に応じた添付書類(上の表「貸付資金一覧」の主な添付書類例(★)欄に記載)
- その他 提出書類の内容により追加書類の提出をお願いすることがあります。

その他

- 貸付金交付後、上記の資金用途に利用したことが分かる領収証等をご提出いただきます。以下の場合は貸付金を全額一括償還していただきます。
 - 偽りの申込みその他不正な手段による申込であったことが判明したとき
 - 貸付金を貸付目的以外に使用したとき
- 以下の場合には区の担当部署までご連絡をお願いいたします。
 - 千代田区から他の市区町村へ引越した、氏が変わった、借受人が亡くなった等 申込み時の状況に変動があったとき
 - 病気・大けがや離職、災害等により償還が一時的に困難な状況となったとき
- 償還期限を経過してしまった場合、年10.95%を日割で計算した延滞金が課されます。償還期限は毎月の納付書に記載されていますので、期限前の計画的な償還をお願いいたします。